

燕市内飲食店応援サポート 補助金申請要領

令和3年3月

燕市産業振興部観光振興課

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、例年行われる多人数での懇親会等が自粛され売上が減少している飲食店を応援するため、5人以上での懇親会等の自粛緩和が見込まれる10月以降に開催する懇親会等を予約し、直ちに予約金を納入した企業・団体に対して予約金の一部を補助します。

2 申請受付期間

令和3年4月1日(木)～令和3年9月30日(木) ※必着

3 補助対象者

燕市内の企業、団体

※1 団体名義の口座を有すること。

※2 団体の例…自治会・老人会・PTA、各種サークルなど

4 対象要件

・5人以上で懇親会等を予約すること

・燕市内の飲食店・宿泊施設 1店舗につき3万円以上の予約金を令和3年9月30日までに支払うこと(複数店舗の利用可能)

※・宿泊施設で懇親会等を行う場合、宿泊費は対象外

・テイクアウトは対象外

5 懇親会等の開催期間

令和3年10月1日(金)～令和4年3月31日(木)

※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、懇親会等の開催日を変更する場合は、令和4年4月以降への延期も可とします。

6 補助率(額)

支払った予約金額の3分の1以内(1企業・団体あたり上限20万円)

7 注意事項

・飲食店等への予約金の支払いは、申請後、市の補助金交付決定を受けてから行ってください

い。

・懇親会等の開催について、**新型コロナウイルス感染症の自粛規制緩和に向けた推移を見極めながら開催してください。**

・**当事業は燕市内の飲食店を応援することを目的としており、制度上、懇親会等のキャンセルや料金プランの変更及び人数の減少に伴う懇親会等料金の減額は認めていません（開催日の変更は可）。したがって、キャンセルや料金プラン及び人数の変更に伴う予約金の返還はされません（やむを得ず人数等が減少する場合、懇親会等総支払額が予約金を下回らないようにしてください）。**

**例：懇親会等を 5,000 円の宴会プランを 20 人で予約し、料金の全額（100,000 円）を
予約金として支払ったが、懇親会等実施の際に 1 人欠席となった場合**

⇒支払った予約金 100,000 円 > 計算上の懇親会等料金 95,000 円

⇒予約金との差額の 5,000 円は返還されません。

上記のことをご理解いただき、同意の上、申請してください。

・万が一、飲食店等から予約金が返還された場合、**補助金を返還していただきます。**

・予約した懇親会等の開催が不可能となった場合の補償はいたしません。

8 飲食店・宿泊業者へのお願い

・**予約金の金額は、各飲食店等で設定してください**（懇親会等開催時に人数等の変更が生じる可能性を考慮して設定してください。**総支払額が予約金額を下回らないように設定**）。

・企業・団体が予約金を支払う際に持参する「予約金領収書（指定様式）」に必要事項を記載し、「予約金の領収書」とともにお渡しください。

・1店舗につき**3万円以上**の予約金を**9月30日までに**支払った利用者が対象となります。

・対象となる懇親会等の開催時期については、**令和3年10月1日～令和4年3月31日**としています。

・予約金等の**領収書の「但し書き」**については、次のとおりにご記入ください。

予約金の場合：「**飲食予約金として**」

懇親会実施後、追加の支払いがあった場合：

「**飲食精算金として（予約金：〇〇円受領済）**」

・**制度上、次のことについては認めていません（開催日の変更は可）。**

■**懇親会等のキャンセル及びキャンセルに伴う予約金の返還**

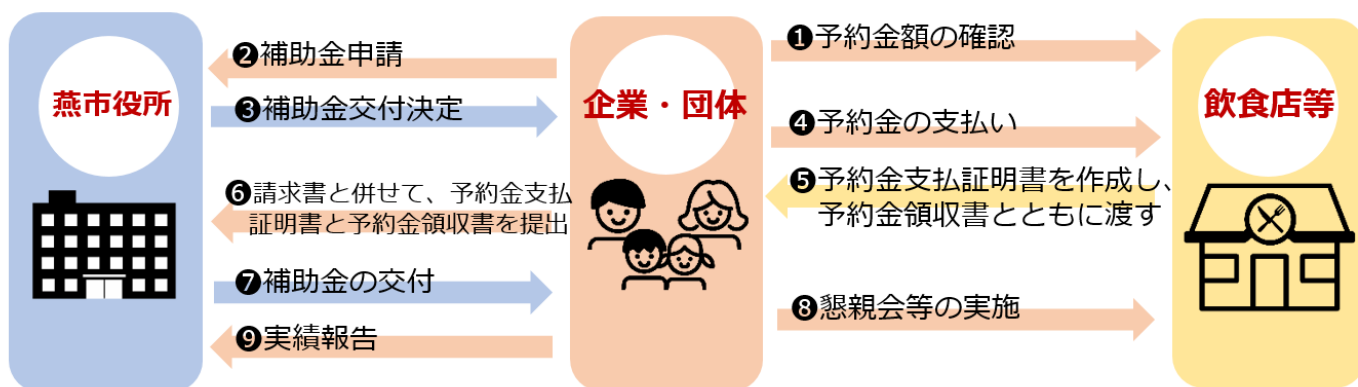
■ 懇親会等料金の減額を伴う料金プラン及び人数の変更（原則不可）

■ 料金プランや人数の変更に伴う予約金の返還（懇親会等総支払額が予約金を下回った際の差額の返還）

したがって、企業・団体からキャンセルや料金プラン及び人数の変更（懇親会等料金の減額を伴うもの）の申し出があっても予約金の返還はしないよう、お願いします。

9 『市内飲食店応援サポート補助金』申請手順

申請からの流れ イメージ図



① 予約金額の確認

懇親会等を予定している飲食店等に予約金額の確認をしてください。

※1 予約金額は各飲食店等で設定します。

※2 飲食店等への予約金の支払いは、【③補助金交付決定】の後に行ってください。

② 補助金の申請

次の書類を市役所に提出してください。

- ・ 燕市内飲食店応援サポート補助金交付申請書
- ・ 企業・団体の通帳（振込先の口座番号、口座名義人がわかる部分）の写し
- ・ 市税の納税証明書（申請書中の同意欄に記入していただいた場合は不要）

③ 補助金交付決定

市役所が提出された申請書類を審査し、補助金交付決定通知を交付します。

④ 予約金の支払い

補助金交付決定通知を受け取ったら、飲食店等に予約金を支払います（申請書に記入した予約金額をお支払いください）。

⑤ 領収書・予約金支払証明書の受取り

飲食店等に「予約金支払証明書」を持参して記入してもらい、「予約金の領収書」とともに受け取ってください。

⑥ 請求書の提出

次の書類を市役所に提出してください。

- ・ 燕市内飲食店応援サポート補助金交付請求書
- ・ 予約金の領収書の写し
- ・ 予約金支払証明書

⑦ 補助金の交付

市役所が提出された請求書類を審査し、不備等がなければ、指定口座に補助金を交付します。

⑧ 懇親会等の実施

新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら懇親会等を実施し、飲食店等に予約金を除く飲食料金を支払い、精算します。

※ 1 追加精算があった場合、差額精算金の領収書を受け取ってください。

領収書の但し書きは、「**飲食精算金として（予約金との差額分）**」としてください。

※ 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、懇親会等の開催日を令和4年4月以降に変更する場合は、次の書類を市役所に提出してください。

- ・ 燕市飲食店応援サポート補助金変更申請書

⑨ 実績報告書の提出

次の書類を市役所に提出してください。

- ・ 燕市内飲食店サポート補助金実績報告書
- ・ 懇親会等料金の精算金領収書の写し

(精算金の領収書の額 = 総支払額 - 予約金の領収書の額)

- ・ 燕市内飲食店応援サポート補助金懇親会等総支払額証明書 (※総支払額が予約金の額と同額または下回った場合、提出が必要です。)

10 申請方法

補助金の交付を希望する企業・団体等は、必要書類を添えて申請受付期間内に市役所担当まで提出してください。

1. 必要書類 (当初申請)

- (1) 燕市内飲食店応援サポート補助金交付申請書
- (2) 企業・団体の通帳（振込先の口座番号、口座名義人がわかる部分）の写し
- (3) 市税の納税証明書（申請書中の同意欄に記入していただいた場合は不要）

2. 提出方法

(1) 窓口

燕市役所 3階 観光振興課 (2 2番窓口)

(2) 郵送

宛先：〒959-0295

燕市吉田西太田 1934 番地 燕市産業振興部観光振興課 宛て

11 お問い合わせ

〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地

燕市役所 産業振興部観光振興課 (3階 2 2番窓口)

TEL : 0256-77-8233 (直通)

Mail : kanko@city.tsubame.lg.jp